

- 1 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 2 . 「人が主に対して罪を犯し、不実なことを行なうなら、
すなわち預かり物や担保の物、あるいはかすめた物について、
隣人を欺いたり、隣人をゆすったり、
- 3 . あるいは落とし物を見つけても、欺いて偽りの誓いをするなど、
人が行なうどれかについて罪を犯すなら、
- 4 . この人が罪を犯して罪に定められたときは、
そのかすめた品や、強迫してゆすりとった物、
自分に託された預かり物、見つけた落とし物、
- 5 . あるいは、それについて偽って誓った物全部を返さなければならない。
元の物を償い、またこれに五分の一を加えなければならない。
彼は罪過のためのいけにえの日に、その元の所有者に、これを返さなければならない。
- 6 . この人は主への罪過のためのいけにえを、その評価により、
羊の群れから傷のない雄羊一頭を罪過のためのいけにえとして祭司のところに連れて来なければならない。
- 7 . 祭司は、主の前で彼のために贖いをする。
彼が行なって罪過ある者とされたことのどれについても赦される。」

- 8 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 9 . 「アロンとその子らに命じて言え。
全焼のいけにえのおしえは次のとおりである。
全焼のいけにえそのものは、
一晩中朝まで、祭壇の上の炉床にあるようにし、祭壇の火はそこで燃え続けさせなければならない。
- 10 . 祭司は亜麻布の衣を着なさい。
また亜麻布のももひきをその身にはかななければならない。
そして、祭壇の上で火が焼き尽くした全焼のいけにえの脂肪の灰を取り出し、祭壇のそばに置きなさい。
- 11 . 祭司はその装束を脱ぎ、別の装束を着けて、脂肪の灰を宿営の外のきよい所に持ち出さなさい。
- 12 . 祭壇の火はそのまま燃え続けさせ、それを消してはならない。
かえって、祭司は朝ごとに、その上にたきぎをくべ、
その上に全焼のいけにえを整え、和解のいけにえの脂肪をその上で焼いて煙にしなさい。
- 13 . 火は絶えず祭壇の上で燃え続けさせなければならない。
消してはならない。

- 14 . 穀物のささげ物のおしえは次のとおりである。
アロンの子らは祭壇の前でそれを主の前にささげなさい。
- 15 . すなわち、その中から穀物のささげ物のひとつかみの小麦粉と油を取り出し、
穀物のささげ物の上の乳香全部といっしょに、
この記念の部分を、主へのなだめのかおりとして祭壇の上で焼いて煙にしなさい。

- 16 . その残った分は、アロンとその子らが食べることができる。
それを聖なる所で種を入れないパンにして食べなければならない。
それを会見の天幕の庭で食べなければならない。
- 17 . これにパン種を入れて焼いてはならない。
わたしは、それを火によるささげ物のうちから、彼らの分け前として与えた。
それは罪のためのいけにえや罪過のためのいけにえと同じように、最も聖なるものである。
- 18 . アロンの子らのうち、男子だけがそれを食べることができる。
これは、主への火によるささげ物のうちから、あなたがたが代々受け取る永遠の分け前である。
それに触れるものはみな、聖なるものとなる。」
- 19 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 20 . 「アロンとその子らが、その油そそがれる日に、主にささげるささげ物は次のとおりである。
小麦粉、十分の一エバを常供の穀物のささげ物とする。 *dyml' hxtai*
半分は朝、他の半分は夕方の分である。
- 21 . それを油でよくこねて平なべの上で作らなければならない。
それを、粉々にした焼いた穀物のささげ物として持ってはいらなければならない。
主へのなだめのかおりとしてささげなければならない。
- 22 . さらに、彼の子らのうち、油そそがれて、彼の跡を継ぐ祭司は、このことをしなければならない。
永遠の定めによって、それを主のために完全に焼いて煙にしなければならない。
- 23 . このように、祭司の穀物のささげ物はすべて全焼のささげ物としなければならない。
これを食べてはならない。」
- 24 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 25 . 「アロンとその子らに告げて言え。
罪のためのいけにえに関するおしえは次のとおりである。
罪のためのいけにえは、全焼のいけにえがほふられる場所、主の前でほふらなければならない。
これは最も聖なるものである。
- 26 . 罪のためのいけにえをささげる祭司はそれを食べなければならない。
それは、聖なる所、会見の天幕の庭で食べなければならない。
- 27 . その肉に触れるものはみな、聖なるものとなる。
また、その血が少しでも着物の上にはねかかったときには、
あなたは、そのはねかかったものを聖なる所で洗わなければならない。
- 28 . さらにそれを煮た土の器はこわされなければならない。
もしそれが青銅の器で煮られたのであれば、その器はすりみがかれ、水で洗われなければならない。
- 29 . 祭司たちのうち、男子はみな、これを食べることができる。
これは最も聖なるものである。
- 30 . しかし、聖所での贖いをするために
その血が会見の天幕に持って行かれた罪のためのいけにえは、食べてはならない。
これは火で焼かれなければならない。

説教

レビ記 6 章 1~7 節は「罪過のためのいけにえ~Váア-シャム」についてで、5 章 14 節から 19 節に続くものです。

ヘブル語本文（マソラ本文）では 6 章 1~7 節は 5 章 20~26 節となっています。

ここでは

「預かり物や担保の物、

あるいはかすめた物について、

隣り人を欺いたり、隣り人をゆすったり、

あるいは落とし物を見つけながら欺くなど、

人が行って罪を犯すことになるどれか一つについて偽りの誓いをする」ことによって

「不実なことを行なう = l [m'マアル（だまし取る）」場合のことが教えられます(6:2-3)。

先の二つの事例（5:14-16,17-19）は

神さまの「所有権への侵害に対する賠償金

= 罪過のためのいけにえ」について教えましたが、

ここでは人の「所有権の侵害に対する賠償金」について教えられます。

それは神に対するのと全く同じく、

人から騙し取った全額を返済するのみならず、

彼が人から騙し取った全額の十分の一の二倍に相当する額、五分の一を「賠償金」として納めなければならないのでした。

4 . この人が罪を犯して罪に定められたときは、

そのかすめた品や、

強迫してゆすりとった物、

自分に託された預かり物、

見つけた落とし物、

5 . あるいは、それについて偽って誓った物全部を返さなければならない。

元の物を償い、またこれに五分の一を加えなければならない。

そして、その際、「祭司は、主の前で彼のために贖いをする。」と命じられます（6:7）。

つまり、祭司は罪を犯した人の身代わりになって罪の罰をその身に背負い、

いけにえを捧げた人に「罪の贖い」と「罪の赦し」をもたらすのでした。

以上が個人のいけにえをささげる場合の規定です。

6 章 8 節からは祭司に対する規定です。

ここでは

「常供の全焼のいけにえ」（8-18）、

「常供の穀物のささげ物」（19-23）、

「罪のためのいけにえ」（24-30）について教えられます。

特に、ここでは、個人的なことではなく、祭司が国民を代表してささげるいけにえについて教えられています。

「全焼のいけにえ」は、

その人の身代わりに神のさばきを受けて殺されて焼かれて完全に煙と化して神さまのもとに立ち上るいけにえでした。
自分の全存在の代償として
神の前に完全に滅ばされて煙と化したいけにえを目の当たりにしながら、
イスラエルの人々は本来自分がこうなるはずであったのに滅びから救われた事実を、
自分の目で見て、手で触れ、耳で聞き、鼻でかいで、言わば自分の全身全霊をもって実感します。
そして、
この滅びから救われた喜びと感謝をもって我が身を聖別し、
自分の全人格と全人生を神さまに捧げることを誓ったのです。
これが「全焼のいけにえ」です。

そして、6章 8-18 節では
この「全焼のいけにえ」の祭壇の火を「そこで燃え続けさせなければならない」と教えられます(9)。
「朝ごとに、その上にたきぎをくべ」、
「一晩中朝まで」全焼のいけにえを燃やして、
「祭壇の火はそのまま燃え続けさせ、それを消してはならない」、
「火は絶えず祭壇の上で燃え続けさせなければならない。消してはならない。」と言うのです(12,13)。
火が消えぬよう、祭司はいけにえが焼き尽くされた灰を外に運び出しました。
つまり、服を着替え、灰まみれになりながら、火を絶やさぬよう努めたのでした。

先にも申しましたが、
ここでの全焼のいけにえはただの「全焼のいけにえ」ではなく「常供の全焼のいけにえ」のことで、
個人的に捧げる「全焼のいけにえ」のことでなく、祭司がイスラエルの全国民を代表して捧げる「全焼のいけにえ」です。
この「常供の全焼のいけにえ」は、次の事実を意味しています。
すなわち、**私たちの自己聖別と献身とはある一時的なものではなく、継続的なものでなければならない**ということです。
私たちが神さまに献身することは、一回こっきりのことであってはなりません。
若気の至りである時うっかり献身を誓ってしまったが、今となっては昔のこと、ではありません。
あるいは、気まぐれで、
ある一時期だけ感情が異常に盛り上がり信仰に燃えて熱心に奉仕したが、今は跡形もないというものでしょうか。
献身はある時一度だけすればいいというものではありません。
それは、朝な夕な、絶えることなく、いつも、でなければなりません。
生きている限り、絶えず自己犠牲を強いられます。
祭壇の火は絶えず燃やし続けなければなりません。
消してはならないのです。
私たちは、絶えず神さまのお恵みを思い出さなければなりません。
同時に、絶えず自らの罪深さを思い出さなければなりません。
私たちは、時々罪深いものではありません。
ある一時期罪深かったのでもありません。
昔、若い時は罪深い時期もあったけれども、でも今はそれを卒業して罪深くなくなりました。
そんな人はこの世に一人もいません。
私たちは、

幼い時も罪深く、
若い時も罪深く、
年を取った今も罪深く、
そして、死ぬまで罪深いのです。
洗礼を受けてクリスチャンになっても罪深いです。
役員に選ばれても罪深いです。
牧師になっても罪深いのです。

誤解してはなりません。
この事実を忘れてはなりません。
私たちは、昼も夜も、二十四時間、いつも罪深いのです。

神さまのお恵みが必要です。
神さまのお恵みが無ければ一時たりとも生きてはいけません。

だから、常供の全焼のいけにえを捧げねばならないのです。
朝な夕な、絶やすことなく、全焼のいけにえをの火を燃やし続けねばなりません。
そうして、それを見ながら、自らの罪深さと神さまの恵みを思い出さなければなりません。
そして、
身代わりのいけにえであるキリストによって助かった人生を
喜んで神さまに捧げて生きるのであることを、朝な夕な、いつも確認しなければなりません。

14-23 節では「常供の穀物のささげ物 *dymil' hxi'mi* ミハー・ターミド」について教えています。
これは十分の一エパ（一日分の食糧）の小麦粉を
朝夕半分づつ火で焼いて神さまに捧げるというもので、捧げた残りは祭司が食べました（16-18）。
「これは、主への火によるささげ物のうちから、あなたがたが代々受け取る永遠の分け前である」（18）と言われます。

続く 24-30 節の「罪のためのいけにえ」の肉も祭司が食べるよう指示されています（26、29）。

ですから、
これら「穀物のささげ物」と「罪のためのいけにえ」、「罪過のためのいけにえ」は祭司の生活を支える糧となりました。
つまり、祭司の実質的な生活は、これらイスラエルの人々が捧げる捧げ物によって支えられていたということになります。
祭司はいけにえによって生かされたのです。

祭司が食べるよう指示されている
「穀物のささげ物」と「罪のためのいけにえ」は、「最も聖なるもの」と呼ばれています（17, 25）。
これらは人々が神さまにささげた物で、
神さまにその一部が捧げられて煙となり、聖別されて、神さまのものとなりました。

そして、これらが今度はいのちの糧となって祭司に与えられます。

18節後半 「それに触れるものはみな、聖なるものとなる。」

27節前半 「その肉に触れるものはみな、聖なるものとなる。」

このみことばの通り、神さまから祭司に与えられたこの「最も聖なるもの」である穀物と肉が祭司の罪をきよめたのです。

人々の罪を背負った祭司の罪をきよめました。

彼らの身代わりとなった祭司の罪をきよめました。

全国民の代表となった祭司の罪をきよめました。

全国民の代表として、

彼らの身代わりになって、

彼らの罪を背負って、

彼らの罪を贖った、彼らの罪を肩代わりした、祭司の罪をきよめたのです。

「それに触れるものはみな、 聖なるものとなる。」

「その肉に触れるものはみな、 聖なるものとなる。」

そして、祭司の罪が清められることを通して、イスラエル全国民の罪もきよめられたのです。

先には、イスラエルの人々が罪を犯すことにより、その咎を背負った祭司も罪に汚れました。

しかし、いけにえの肉を食べることで祭司の罪がきよめられることにより、イスラエル全国民の罪もきよめられたのです。

こうした前提があった上で、私たちの大祭司イエスキリストが世に来られました。

キリストは祭司として私たちの罪を背負われました。

そして、ご自分がいけにえとなって十字架で死なれました。

そうやって、私たちの罪を贖ってくださったのです。

キリストご自身が私たちの罪を背負って十字架で死なれた時、

罪の清算がなされて、神のものとなり、人の罪をかぶって殺されたキリストのからだは聖いものとなりました。

そうして、大祭司キリストの清められたときに、キリストが背負った御国の民すべての罪もきよめられたのです。

大祭司キリストにより罪贖われた私たちは、

救われた喜びと感謝をもって主にこの身を捧げて、主の栄光をあらわして生きていきたいと心から願います。